

枕崎市地域の魅力創出検討事業支援業務委託（畜産施設跡地活用
民間活力導入可能性調査委託）公募型プロポーザル実施要領

1 事業の目的

本要領は、枕崎市が実施する「令和5年度 枕崎市地域の魅力創出検討事業支援業務（令和6年度繰越明許費繰越分）」（以下「本業務」という。）の委託業者候補の選定について、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

枕崎市地域の魅力創出検討事業支援業務委託（畜産施設跡地活用民間活力導入可能性調査委託）

(2) 業務内容

別紙「枕崎市地域の魅力創出検討事業支援業務委託（畜産施設跡地活用民間活力導入可能性調査委託）仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和7年3月28日まで

(4) 提案上限額

金9,777,000円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）

受託者が本業務を執行するにあたり必要となる一切の費用を含み、市は契約金額以外の費用を負担しない。

本業務の変更・中止については、契約期間、委託料もしくはその両方を変更する契約変更を行う。その際、変更・中止に伴って発生した費用については、別途協議するものとする。

3 選定方式

書類審査とプレゼンテーション審査による公募型プロポーザル方式とする。

4 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 九州管内に本社又は事業所を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 企画提案参加表明時点で、国税及び地方税の滞納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

- (5) 公告の日以降において、枕崎市からの指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (8) 過去 5 年間(平成 31 年 4 月 1 日以降)に、国又は地方自治体が発注した同種業務（公共土地利活用などに関する民間資金等活用事業調査など）を遂行した実績があること。
- (9) 総括責任者及び主任技術者を除き、担当技術者等については協力者（協力企業）として加えることができる。協力者（協力企業）については上記(2)～(7)の要件を満たすものであること。ただし、共同企業体による参加は認めない。

5 スケジュール

1 公募開始	令和 6 年 3 月 22 日（金）
2 質問書の受付締切	令和 6 年 3 月 28 日（木）午後 5 時必着
3 質問書に対する回答	令和 6 年 3 月 29 日（金）
4 参加表明書受付締切	令和 6 年 4 月 1 日（月）午後 5 時必着
5 参加資格確認結果通知	令和 6 年 4 月 2 日（火）発送予定（参加表明者全員に資格の有無を通知）
6 企画提案書等の提出締切	令和 6 年 4 月 15 日（月）午後 5 時必着
7 プレゼンテーションの実施及び選定委員会開催	令和 6 年 4 月 18 日（木）（予定）
8 選定結果通知	令和 6 年 4 月下旬（予定）
9 契約締結	令和 6 年 5 月上旬（予定）

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり。

6 実施要領等の入手方法

実施要領、仕様書等については、枕崎市ホームページからダウンロードにより入手すること。なお、窓口又は郵送による配付は行わない。

7 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式第 1 号）
- ② 会社概要書（様式第 2 号）
- ③ 類似業務実績書（様式第 3 号）及び契約書の写し等履行実績を証する書類
- ④ 財務諸表（貸借対照表・損益計算書）（写し可。直近 1 事業年度分）

※財務諸表は、追加で複数年分を求めることがある。

(2) 提出方法

持参、郵送、メールのいずれかにより、(3)の事務局宛てに提出すること。持参以外で提出した場合は、その旨を事務局へ連絡すること。

令和6年4月1日（月）午後5時（必着）

(3) 提出先（事務局）

〒898-8501 鹿児島県枕崎市千代田町27番地

枕崎市役所 企画調整課 政策推進係

電話 0993-72-1111（内線219・460）

e-mail seisaku@city.makurazaki.lg.jp

(4) 結果通知

参加表明書等が、本実施要領「4 参加資格」に定める要件に該当するか等、書面による審査を行い、その結果を令和6年4月2日（火）までに連絡先に記載された宛先に郵送にて発送・通知する。

(5) 参加表明書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、書面により届け出ること。

(6) 参加者が多数の場合は、同種業務及び類似業務の実績に基づき5社程度に絞り込む場合がある。

8 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

メールにより、質問書（様式第4号）を事務局宛てに送付すること。

（必ず事務局への着信確認を行ってください。）

受付期間は、令和6年3月22日（金）から3月28日（木）午後5時（必着）まで

(2) 回答

質問の回答は、本市のホームページに掲載し、個別には回答しない。

回答日は、令和6年3月29日（金）まで

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① 提案書（様式第5号）
- ② 企画提案書（任意様式）
- ③ 業務実施体制（様式第6号）
- ④ 見積書（様式第7号）

※原則、全ての書類をA4サイズ規格での作成とする。ただし、やむを得ない場合はA3サイズ折りたたみでも可とする。

- (2) 提出部数
各 9 部ずつ（うち 8 部は写し可。ただし、企画提案書については、提案者の企業名及び企業名がわかるブランド名、ロゴマーク等は一切記入しないこと。）
- (3) 提出方法
持参又は郵送により、事務局宛てに提出すること。
- (4) 提出期限
令和 6 年 4 月 1 5 日（月）午後 5 時（必着）
- (5) 企画提案書の作成方法
企画提案書には、最低限、次の項目を記載すること。なお、真に必要な場合を除き、提案書等には個人情報やそれを類推されるような情報は記載しないこと。
- ① 本業務についての総合的な考え方
 - ② 本事業の業務実施体制（人員配置等）
 - ③ 個人情報の取扱・不正利用対策等
 - ④ 事業実施スケジュール
 - ⑤ 業務委託仕様書の内容を踏まえた実施項目への具体策
 - ⑥ その他特記事項
 - ・ 仕様書に記載されていない提案者からの企画提案があれば示すこと。
 - ・ 企画提案書の最初に、提案書（様式第 5 号）をつけること。
- (6) 企画提案書の取扱い等
- ① 企画提案は 1 提案者につき 1 つとする。
 - ② 提出された企画提案書について書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
 - ③ 提出された企画提案書は、返却しない。
 - ④ 企画提案書は、審査以外に作成者に無断で使用しない。

10 プレゼンテーションの実施

- (1) 実施日時・場所
日時：令和 6 年 4 月 1 8 日（木）
場所：枕崎市内
※ 詳細な時間及び場所は、後日改めて通知する。
- (2) 出席者及び実施方法
プレゼンテーションへの出席者は、1 提案者あたり 3 名以内とし、本業務を受託した際に担当予定の者が事前に提出した提案書に基づき説明すること。（当日の資料配布は認めない。）なお、必要に応じてパソコン等を持ち込み、プロジェクターに投影して説明することを可能とする。
- (3) 実施時間
1 提案者 3 0 分以内（プレゼンテーション 1 5 分・質疑応答 1 5 分）とする。

(4) プレゼンテーションは非公開とする。

11 評価方法及び結果通知・公表

(1) プロポーザル選定委員会による審査

本業務の公平・公正性と受注候補者選定に係る透明性を確保するために、枕崎市地域の魅力創出検討事業支援業務委託選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、提案者の企画提案書及びプレゼンテーションの内容について評価基準に基づき審査を行う。

(2) 評価項目

- ① 企画提案内容
- ② 業務実施体制
- ③ プレゼンテーション
- ④ 業務実績
- ⑤ 見積額

(3) 受託候補者の選定

委員会は、企画提案書の内容とプレゼンテーション・価格等について、各委員の採点を合計し、最も高い者を優先交渉権者として決定する。

この場合において、合計点が最も高い者が2者以上あるときは、委員会で採決し決定する。

企画提案者が1事業者であっても、プレゼンテーションを実施し、最低基準を満たす者がなかった場合は、再度公募を行う。

(4) 審査結果の通知

審査結果を書面により参加事業者に通知するものとする。

(5) 審査結果の公表

審査結果を書面で通知後、速やかに本市のホームページ上で公表する。

公表する内容は、優先交渉権者と次点交渉権者の名称のみとする。なお、審査内容・結果等についての問合せには一切応じない。

12 資格の喪失

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- (1) 参加表明書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 見積金額が、提案限度額を超えている場合。
- (4) 「4 参加資格」の事項を満たさなくなった場合。
- (5) プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合。
- (6) 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合。

13 契約に関する事項

(1) 契約の締結

市と選定された優先交渉権者は、仕様書及び見積書等についての協議を行った上、契約を締結する。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合は、次点交渉権者と協議を行うこととする。なお、委託契約額は市の予算の範囲内の額とする

(2) 支払方法

契約代金の支払いは、業務完了後とする。

14 その他留意事項

(1) 本企画提案に係る諸経費等は、参加事業者の負担とする。

(2) 提出された書類は、審査の範囲内で複製することがある。

(3) 本企画提案への参加及び不参加を問わず、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く）は、本業務の目的以外に使用又は第三者に開示もしくは漏洩してはならない。

(4) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、枕崎市情報公開条例に基づき対応する。